

○山梨県警察における旅行命令等の権限の再委任等 に関する訓令

〔平成7年3月31日〕
本部訓令第6号

〔沿革〕 平成16年3月本部訓令第6号

平成25年4月本部訓令第7号

平成25年9月本部訓令第16号

(概要)

この訓令は、山梨県警察における旅行命令等の権限の再委任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。